

板橋区はじめての歯みがきひろば事業実施要綱

(平成 21 年 4 月 20 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、1 歳前後の乳幼児が望ましい生活習慣を身につけることによりむし歯の抑制と健康な歯と口の状態を維持し、また、保護者の歯や口に関しての不安の軽減を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 う蝕及び歯周疾患予防のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歯科相談
- (2) 歯科保健指導
- (3) 歯科衛生教育

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、板橋区に住所を有する乳幼児（10 か月児から 1 歳 2 か月児で）及びその保護者。

(利用申込み)

第 4 条 事業の利用希望者は、実施機関の健康福祉センターへ直接又は電話で申し込むものとする。

(実施場所)

第 5 条 事業は、板橋健康福祉センター、上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センター及び高島平健康福祉センターで実施する。

(実施日)

第 6 条 この事業の実施日は、健康福祉センター長が定める。

(実施回数)

第 7 条 この事業の実施回数は、年 10 回とする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めのあるもののほか、事業に関する必要な事項については保健所長が定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。